

10/27 福地南部・福地北部小校区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課
1	市民プールの建設について	<p>【要望】 小・中学校のプールの老朽化に伴い、各学校で新設するのではなく、市民プールとしての建設が決定しているようですが、建設場所、建設時期及び具体的な設備内容を教えてください。 現在、西尾小学校及び平坂中学校で市民大会を開催していますが、安城市スポーツセンタープールのような、公益財団法人日本水泳連盟公認プールの基準を満たすプールの建設をお願いします。</p>	<p>小学校プールにつきましては、教育委員会が「西尾市小学校プール全体計画」を策定し、「小学校の水泳授業は、速やかに温水プールへの移行を目指す」との方針を定め、「新たな温水プールは、地理的バランスに優れた市の南部地域に必要」とされました。なお、新たな温水プールにつきましては、平日の午前は学校プール、平日の午後、土日祝日は一般開放により施設の有効活用を図りたいと考えております。</p> <p>建設場所は、すでにある温水プールとの配置や利便性などを勘案し、旧一色町役場跡地が良いのではないかと考えております。建設までのスケジュールと設備内容ですが、現時点では、令和6年度に基本構想、令和7年度に基本計画及び民間活力導入可能性調査、令和8年度に基本設計、令和9年度に実施設計、令和10年度から11年度にかけて建設工事を予定しております。</p> <p>なお、令和7年度に民間企業による設計・建設・運営などの可能性について検討するため、その結果によって建設時期が変わる可能性もございます。</p> <p>設備内容につきましては、基本構想作成時に建設場所などと合わせて検討することになりますが、建設予定のプールは、小学校の水泳授業と市民利用を考えています。「公認プールの基準を満たすプールの建設を」とのことですが、市民大会レベルであっても様々な基準をクリアしなければならず、建設費や維持管理費にも影響を及ぼすこととなりますので、来年度に設置予定の検討委員会において、様々な意見をお聞きしながら慎重に検討してまいります。</p>	<p>資産経営課 スポーツ振興課</p>

10/27 福地南部・福地北部小校区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課
2	古川用水路及び排水路の維持管理に関する市の支援について	<p>【要望】</p> <p>1 古川用水路は、矢作川南部土地改良区の管理下に置かれているようですが、現在、機能していないと聞いています。大雨の際に、町内の路面排水及び各家庭の敷地内から排出される雨水のため池となっており、災害時の冠水等被害の緩和に役立っているようです。 毎年、その水路の土砂搬出及び草木の除去作業を、福地校区町内会が年2回作業していますが、作業区間の延長もあり、一般市民の方にとっては負担が大きく、万が一、けが人が出れば大変なことになります。 町内の雨水が流入する用水路ですので、市が無関係とは言えないと思います。市と矢作川南部土地改良区が連携を図り、今後の対応を考えていただきたいです。また、吉良地区のように暗渠化して、散策路や通学路として利用したいです。</p> <p>2 下細池町内は下水道整備の計画が無いので、農地の排水路（組立水路）を流用し、各家庭からの排水処理を今後も行っていきます。 校区町内会で年2回の川ざらいと床下げ作業、年3～4回の除草作業を行い、排水路の維持管理をしていますが、人力で土砂を畦畔まで上げても、その後の風雨により水路内に戻される状態が繰り返され、堆積した土砂及び川藻の搬出作業を継続することは容易ではありません。まず、現状を把握した上で、市のお力添えにより、排水路内の土砂搬出及び敷張コンクリート工事等の整備の検討をお願いします。</p>	<p>1 古川用水路を管理する西尾土地改良区へ確認をしましたところ、古川用水路は、パイプライン化された用水管が事故等により使用できなくなった場合の緊急時のために施設を継続しているもので、現在、地域の方々に藻刈り・浚渫の作業を委託しておりますが、今後においても委託による保全活動をお願いしたいとのことでございました。 市といたしましても、大雨時の浸水被害を緩和する地域の資源・財産ととらえていただき、引き続き作業をお願いしたいと考えておりますので、地域の方々が管理し易いよう土地改良区へお願いしてまいります。 暗渠化しての散策路や通学路としての利用については、ご要望いただきました古川用水路は、西尾市の管理施設ではありませんが、排水路は日常の維持管理や修繕する場合の負担から、開渠が望ましいと考えております。また、整備には多額の費用を必要とすることから、そのような利用については考えておりません。</p> <p>2 農業用排水施設の川ざらい・床下げ・除草など、地域の方々による維持管理作業をしていただきありがとうございます。 農業用排水施設は、農地のみならず集落の排水にも利用されており、場所により西尾市管理、西尾土地改良区管理がありますが、通常の維持管理は、地域の方々により保全管理をしていただいている状況でございます。 西尾市が管理します排水路は、地域の方々が作業しやすいような改善策として、浚渫後の土砂搬出、敷張コンクリート工事等について、可能な限り対応してまいります。また、土地改良区管理の水路については、改良区へ要望を伝えてまいります。なお、多面的機能支払交付金事業を利用しての整備も可能ですのでご検討いただければ幸いです。</p>	農地整備課

10/27 福地南部・福地北部小校区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課
3	子どもの遊び場所について	<p>【意見】 小さな子どもが遊べる、安全で綺麗な場所が近くにありません。以前は憩いの農園に公園がありましたが、壊されてしまい困っています。近くの公園は、中学生が遊んでいたりと、集まっていたりして、小さな子どもを遊ばせにくい状況です。また、砂場にガラス片やごみが埋まっているなど、掃除されておらず危険です。公園の清掃や整備は、市で行いますか。それとも町内で実施することですか。</p>	<p>公園の整備を始め、ブランコ、滑り台などの公園遊具等の安全点検及び維持管理は市が行っています。しかしながら、清掃や草刈りなどの維持管理については、公園の種類によって市または町内会などが行っているのが現状です。</p> <p>公園の種類については、都市公園を始め、歴史公園、農村公園、児童遊園やちびっこ広場などがあり、都市公園及び歴史公園は市が清掃などの維持管理を行い、児童遊園、ちびっこ広場及び農村公園は、町内会などにより維持管理されています。</p> <p>児童遊園及びちびっこ広場における清掃や草刈りなど、普段の維持管理を地元が行っている理由としましては、維持管理を前提とした要望書の提出により、公園が設置されているためです。なお、地元の維持管理では対応できない問題等につきましては、市公園緑地課にご連絡いただければ、現地を確認し、対応いたします。また、ご意見にある砂場のガラス片及び憩いの農園の公園ですが、ガラス片は危険を伴うものであり、市での対応が適当と思われるので、今後、ガラス片などを見つけた際は、市への連絡をお願いいたします。</p> <p>憩いの農園に設置されていた公園については、JA西三河により設置及び維持管理されていたもので、店舗の建て替え等に伴い撤去されたのでご理解をお願いします。憩いの農園に設置されていた公園の代わりに、地元が新規のちびっこ広場等の設置を希望される場合は、無償で設置可能な場所を選定し、地元での維持管理が確認できる要望書等を提出いただければ、整備の時期等の調整は必要になりますが、広場を設置していきます。</p>	公園緑地課
4	愛知県広域防災活動拠点完成後の利用説明とアクセス道路について	<p>【質問】 行用町内において、愛知県広域防災活動拠点の整備が進められていますが、次の4点について質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ヘリポート以外にどのような施設がありますか。 2 周辺地区の避難場所として利用できますか。 3 施設は誰が管理しますか。 4 活動拠点へのアクセス道路である農免道路に、歩道の設置を希望します。道路の拡幅計画はありますか。 	<p>1～3 愛知県が整備を進めているゼロメートル地帯広域防災活動拠点にはヘリポートの他にヘリコプター駐機スペース、救助ボート船着場、防災倉庫を整備する予定です。防災倉庫の1階は、本拠点のオペレーションを担う指揮所を設置するほか、県の救助資機材等保管スペース、市及び地元自主防災会の保管・備蓄スペース、2階には、住民の一時的な待避スペースがございます。</p> <p>この活動拠点は、一時的な待避所として利用できますが、長期に渡る避難所としての利用はできません。</p> <p>また、施設の管理につきましては、愛知県との協定により、清掃等の日常管理は市が行ってまいります。</p> <p>4 活動拠点へのアクセス道路である農免道路につきましては、現時点では、歩道を設置するまでの必要性は感じておりません。しかしながら、今後、歩行者などの交通量が増加して、地元町内会様からも要望書が提出されるなど必要性が高まってまいりましたら、地元の皆様と共に検討してまいりたいと考えております。</p>	危機管理課 土木課

10/27 福地南部・福地北部小校区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課
5	西尾市のDX推進について	<p>【質問】</p> <p>町内会活動は、地域の住民自治にとって重要であると考えますが、その担い手の確保は、どの町内会にとっても共通の悩みだと思います。町内会長を選出する際、敬遠される理由の一つとして、業務量の多さと煩雑さが挙げられます。</p> <p>市役所へ提出物を届けるために平日の昼間に窓口に向いたり、会議に出席するために仕事を早く切り上げることは、特に現役世代にとっては負担が大きいです。</p> <p>そこで、各種申請のデジタル化やオンライン会議など、DXを推進することで、負担軽減につながると思いますが、市の取組みはどのようなのですか。</p>	<p>安全で快適なまちの実現には、町内会組織は、非常に大切で必要不可欠な存在です。広報紙や回覧物の配布、ごみステーションの管理など多大なるお力をお借りしていますことに改めて感謝申し上げます。</p> <p>市では、全庁的にDXを推進することは必要であると考えており、町内会事務のデジタル化につきましても、進めていくことが必要であると認識しております。特に、回覧板については、デジタル化を望む声もあり、検討しているところです。そのような中、町内会長を対象に、SNSの利用状況に関するアンケート調査を実施したところ、SNSの利用に抵抗感を感じている町内会長が多いことが判りました。</p> <p>まずは、デジタル化に向けて抵抗感が少なくなるように、町内会役員間の連絡で、LINEのグループ機能を活用するなど、実際に使用し使い方に慣れていただくことを支援していきたいと考えております。</p> <p>市は、全庁的にDXを推進しているところであり、町内会の皆様の負担軽減につながるよう改善を促してまいります。</p>	地域つながり課
6	市政における町内会の位置づけと入会に対する指針について	<p>【要望】</p> <p>市は、市民のより良い居住環境の維持管理のために、ごみステーションの管理、防犯灯の整備、生活排水路や道路のメンテナンス、自主防災会など様々な用件を町内会に付託していますが、住民の町内会加入は各町内会に任されています。</p> <p>昨今、町内会への非加入及び脱会、アパート住人の取り扱いなどの問題が起きています。町内会非加入者が町内のごみステーションを利用することについて、市の関係部署に問い合わせても、町内の問題であり、市ではどうすることもできないと言われます。</p> <p>地方自治を円滑に遂行するための最小単位である町内会に加入しない人がいることについて、市長はどのように考えていますか。町内会に加入しない理由には、近所づきあいや、町内会の役が回ってくるのが嫌だということもありますが、各町内会が決めている入会金及び年会費が高いことが大きな理由です。</p> <p>そこで、全住民が町内会に帰属するよう、例えば、入会の敷居を低くするために、入会金や年会費に対して、市として一定の指針を提示するなど対応をお願いします。具体的な内容を示せないのであれば、「各町は、町民誰もが町内会に帰属し課題解決に取り組むこと」などの文言を町内会の役割として提示してください。</p>	<p>近所づきあいが希薄になってきたと言われる時代ではありますが、防災や防犯面において、ご近所の顔の分かる付き合いが、命や財産を守るうえで有効とされています。</p> <p>市といたしましても、町内会に加入していただくことは、安全安心なまちづくりに有効であると考えますので、転入された方には、市民課窓口でチラシを配布し、町内会への加入を促しております。</p> <p>町内会は、任意団体であるため、それぞれの地域によって活動の内容等に違いがあります。そのため、町内会費等について、一定の指針や金額を市から提示することはできません。また、町内会への加入についても、市が強制することはできません。</p> <p>市では、地域の実情に応じた活動を行っていただけるよう、地域振興活動事務委託料を支払うとともに、住民同士の親睦・交流など地域活性化を図る事業に対し助成するコミュニティ推進補助金を交付し、地域活動を支援しています。</p> <p>なお、委託料や補助金の積算には、世帯の加入数に応じた「世帯割」を用いており、町内会未加入世帯も地域の住民であるという考えから、未加入世帯分も含めて助成しておりますので、地域の皆さんで快適で安全なまちづくりに有効活用して頂きたいと思っています。</p>	地域つながり課

10/27 福地南部・福地北部小校区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課
7	野良猫対策について	<p>【要望】 自宅周辺に数多くの野良猫が住み着き、糞尿や車を傷つけられるなどの被害を受けています。野良猫が住み着くのは、餌やりをする人がいるからと考えます。餌やりをする人に対して、責任をもって飼うことや、餌やりを止めるよう申し入れましたが、聞く耳を持ってくれませんでした。</p> <p>地域猫活動で、何匹かは不妊手術をしてもらいましたが、その後も複数の猫を見かけます。また、ある家では、テラスの下に猫の死骸があったため、これ以上野良猫が来ないように、土の庭をコンクリートにしました。以前、市の担当部署に相談したのですが、市では条例もなく、基本的には自衛しかないとのことで、積極的に対応する姿勢は見られませんでした。猫そのものに対しては自衛するしかないとしても、餌やりをする人に対して、何かできないのでしょうか。原因を作っている人の問題だと思えます。</p> <p>市議会議員に相談した際も、野良猫に困っている人がいるとのことでした。また、市ウェブサイトで公開されている「市民の声」にも同様の意見が掲載されています。個人でできる対策には限界がありますので、市として、猫の飼い方やマナー講座の開催、餌やりをする人への指導など、何らかの対応をお願いします。</p>	<p>野良猫の問題につきましては、飼い猫であれば、飼い主に苦情を言うこともできますが、「所有者のいない猫」では不満を訴える相手もないため、結局、迷惑を受けている人が猫を憎んだり、猫に餌を与えている人とトラブルになったり、猫を傷つけたりする事件が起こっています。</p> <p>野良猫が増えて住み着くのは、無責任に餌やりをする方や、適切な避妊去勢等を行わずに飼育放棄する心ない方がいるためと思われます。こうした問題には愛知県条例の「動物の愛護及び管理に関する条例」により、愛知県動物愛護センターと連携して対応しています。また、猫の飼い方マナーについて広報にしておや市ホームページなどで啓発を行っています。その他、その地域に住んでいる住民たちが協力し、ボランティアの助け等も得ながら、地域に住み着いている「所有者のいない猫」に不妊去勢手術を行い、今以上に数が増えないように管理する「地域猫活動」も始まっています。今後もこのような対応や活動への支援を継続するとともに、町内会を通じて無責任な餌やりなどに対する注意啓発を行うなど、この問題に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>なお、野良猫による被害の予防や軽減のために、市では猫除け器の貸し出しを行っています。この猫除け器は、超音波を発生させて猫を寄せ付けにくくするもので、その効果を感じていただくために1か月以内での貸し出しを行っています。利用者の声では概ね好評ですので、ご活用ください。</p>	環境保全課
8	北浜川について	<p>【要望】 北浜川の菱池橋のすぐ近くに住んでいます。川幅が広がる前までは、何の心配もなく暮らしていましたが、衣浦岡崎線ができて川幅が広がった頃から、大雨が降ると川の水位が上がり、衣浦岡崎線の道路が堤になり、下流に流れるはずの雨水が家の周りに溜まります。これは天災ではなく、元々住んでいた人家への配慮が足りない計画による人災です。一日も早く、川の流れを良くしていただき、人災で人命や家財を失うことがないよう善処してください。</p>	<p>北浜川の整備について管理者である愛知県に確認しましたところ、「北浜川水系整備計画」において、河口から上流約5.6キロメートルの北浜橋までの区間について、河道拡幅、橋梁改築などの整備を位置付けており、今までに約8割の事業用地確保が完了し、今年度は今後の整備工事に向けて河口部の詳細設計を行うとのことであります。</p> <p>市としまして一刻も早く整備が完了するよう、今後も引き続き県に強く要望してまいります。</p>	河川港湾課

10/27 福地南部・福地北部小校区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課
9	非農家所有農地の有効活用について	<p>【要望】 農地所有者の高齢化が進み、農業後継者が著しく減少している状況を鑑みて、後継者不在の農地の有効活用の仕方を、他の目的のための転用を含め、市として検討してください。</p>	<p>国は、今後、高齢化や人口減少が本格化することにより、農業者の減少や耕作放棄地の拡大など、地域の農地が適切に利用されなくなることを懸念し、農地が利用されやすくなるよう農地利用の姿を明確化し、指標となる地域計画・目標地図の策定を市町村に義務付けています。 本市としても福地地区を始め各地区の地域計画・目標地図を令和6年度末までに公表できるよう準備を進めております。 その策定過程では、農業振興地域内の農用地区域にある農地一筆ごとに、所有者に対し農地利用の意向調査を実施し、その調査結果をもとに農事実行組合や地域の代表者、地域の農業の担い手の皆さんのほか、地域の農業をよく知る農業委員や農地利用最適化推進委員、JA西三河、土地改良区の担当者等、関係者が一体となって協議する場を設けます。協議では、農業を続けられない農地所有者と担い手とのマッチングや、効率的な利用を図るための農地の集約化など、地域で協力して将来の農地利用を考えていくこととなります。 農地所有者に意向調査が届いた場合にはご協力をお願いするとともに、来年1月以降に各地域で協議を行う予定です。福地地区における地域での協議の時には、地域の農業関係者や代表者に参加を依頼してまいりますので、ご協力をお願いします。</p>	農水振興課
10	県道蒲郡・碧南線の歩道整備について	<p>【要望】 県道蒲郡・碧南線は、草が生い茂り、街路樹も太くなり、散歩やジョギング等の際には、邪魔になります。市民の健康促進のためにも、適切な整備・管理をお願いします。</p>	<p>県道蒲郡碧南線につきまして、管理を行っている愛知県に状況を確認したところ、現在は年1回程度の草刈りや街路樹の剪定を実施しており、予算の状況を勘案し、可能な範囲で維持管理をしておりますとのことでした。 市としても、市民生活に影響を及ぼすことの無いよう、適切な維持、管理を要望してまいります。</p>	土木課
11	寺子屋にしお福北の設置について	<p>【意見】 令和5年度は、市内12か所で「寺子屋にしお」が開設されています。福地地区では、福地南部小学校区に1つあり、福地ふれあいセンターで行われています。 各ふれあいセンターの子ども向け講座は、令和5年度から無料となり、輝く未来を担う子どもたちにとって、とても有益であると思います。そこで、「寺子屋にしお」を小学校区ごとに設置することとし、福地北部小学校区にも設置してはどうですか。</p>	<p>放課後に子どもたちが地域の大人と交流しながら、様々な体験ができる寺子屋にしおについては現在、ふれあいセンター以外にも地域のお寺や個人宅でも開設しており、地域の方々による自発的な活動を基に運営しております。 教育委員会としては、家庭や学校では体験できない居場所である寺子屋にしおについては、昨年度末に策定しました「みんなの学びチャレンジプラン（第2期生涯学習推進計画）」においても今後の拡大を計画しています。 しかしながら、新たに寺子屋を開設するためには、予算の確保はもちろん、開設場所や指導員を確保する必要があります。このため、福地北部小学校区においても、地域ニーズに基づき、地域の方々が開設場所や指導員の確保などに主体的に関わっていただき、協力していただくことが前提となります。</p>	生涯学習課

10/27 福地南部・福地北部小校区 令和5年度「市長と語る市政懇談会」 意見・質問等一覧[事前提出分]

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課
12	福地ふれあいセンター案内板の設置について	<p>【要望】 福地ふれあいセンター利用者から、「ファーマーズガーデンができてから、県道41号線から来ると、福地ふれあいセンターに入る道が分かりにくい」という意見が出ています。市民の声にも、同様の意見が投書されました。 安全運転、事故防止のためにも、福地ふれあいセンターへの案内看板を県道41号線沿いに設置してください。</p>	<p>福地ふれあいセンターの案内看板の設置につきましては、現在の施設管理者や市民の声による要望もありましたので、教育委員会としましては、県道41号以外にも市道、民地、電柱も含めた設置場所について検討しました。その結果、市道及び民地につきましては、交差点に面した曲がり角であることから交通安全上の見通し、いわゆる視認性を妨げるおそれのあるため、また、電柱への案内標示につきましても、土地の所有者の許可が得られないため、設置は難しいと判断しました。 なお、県道につきましては、案内看板よりも小さい案内標識であれば設置できる可能性があることから、まずは設置場所について、県道を所管する県西三河建設事務所西尾支所に相談してまいります。</p>	生涯学習課
13	学校給食について	<p>【要望】 物価高騰に伴い、学校給食の量や質が低下しないように、予算を確保してください。</p>	<p>西尾市では、物価高騰に伴って学校給食の量や質が低下しないよう、令和4年10月から国の交付金を活用して「給食食材費の一部公費負担」を行っております。給食食材費の物価高騰分につきましては、今後も極力保護者に負担を求めることはせず、引き続き学校給食の量や質が低下しないよう努めてまいります。</p>	教育庶務課